

第8弾プレミアム付商品券「かわね支え愛商品券」の取扱いについて

★町では、物価高騰により落ち込んだ地域経済の活性化と消費者の家計支援のため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、プレミアム付商品券を発行します。

★商品券を取扱うには、事前の登録申し込みが必要です。

「取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、役場産業振興課(上長尾 627)または商工会本所(上長尾 773-1)、商工会支所(千頭 1216-21)へ提出してください。

※昨年6月の発行商品券で登録していただいた事業者の方で、引き続き取り扱いを希望する方は申し込み不要です。(取り扱いを希望されない事業者は、役場又は商工会へご連絡ください。)

★取扱事業者は、商品券の使用期間内に商品券を持参した方に記載金額に相当する商品やサービスの提供を行って下さい。

1 商品券の種類に注意

登録時に決定した「A 宿泊・飲食券」または「B 食料品券」または「C その他券」のいずれか1種類の商品券と、「ABC 共通券」しか取扱うことができません。

2 商品券の支払いに“おつり”は出せません

おつりを出すと商品券の現金化になりますので絶対にしないでください。

3 次の商品には商品券を使えません

①不動産又は金融商品、②たばこ、③商品券・ビール券・電子マネー・図書券・切手・プリペイドカード等の換金性の高い商品、④風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係るもの、⑤国や地方公共団体への支払い(税金、電気・ガス・水道料金等)⑥町指定ごみ袋

4 お渡しした「取扱店表示カード」を掲示してください

登録された事業所には、店頭展示用の「取扱店表示カード」をお渡しします。店頭やレジ前などお客様の目につく場所へ掲示してください。

5 商品券利用可能期間

令和8年7月5日(日)から令和8年11月30日(月)まで。

6 商品券換金場所と期間

商品券の換金は商工会本所(平日)と商工会本川根支所(火曜日と木曜日)で対応します。
換金期間は令和8年7月6日(月)から令和8年12月18日(金)まで。(期限厳守)

7 換金手数料 無料

8 お願い

プレミアム商品券に合わせた販売(例えばお得な500円・1,000円商品販売)やキャンペーンの実施をお願いします。

9 問合せ先

商工会本所 電話:0547-56-0231 商工会支所 電話:0547-59-2258
役場産業振興課 電話:0547-56-2226

川根本町プレミアム付き商品券取扱店登録申込書

令和 年 月 日

川根本町長 様

次のとおり川根本町プレミアム付き商品券事業の取扱い事業者として登録を申し込みます。

店舗の所在地	〒 ー 川根本町		
(フリガナ)			
店舗名			
本店所在地	(店舗住所と異なる場合のみ記入) 〒 ー		
代表者名		担当者名	
電話番号			
取扱い商品券 どれか一つに○	A 飲食券 ・ B 食料品券 ・ C その他券		

商工会で受け付けた場合は産業振興課へファクス送信してください。
産業振興課ファクス番号：0547 - 56 - 2235 (送付表は不要)

【産業振興課記入欄】

受付年月日	令和 年 月 日
登録番号	第 号
備 考	